

吹田市立総合福祉会館条例施行規則の一部改正骨子案に対する意見募集について

案 件 名	吹田市立総合福祉会館条例施行規則の一部改正骨子案	
政策等の案の題名	吹田市立総合福祉会館条例施行規則	
政策等の案の趣旨と概要	総合福祉会館の貸室の使用許可申請手続の利便性向上のため、公共施設ウェブ予約システムを導入するに当たり、施設の使用許可申請におけるシステムの役割、システムによる手続を行うべき期間等について定めることで、システムを効果的に運用し、サービスの向上を図るために改正するものです。	
意見募集案と関連資料	意見募集案	吹田市立総合福祉会館条例施行規則の一部改正骨子案
	関連資料	吹田市立総合福祉会館条例施行規則（現行）
	上記の案と資料は、次の場所でも配布しています。 1. 総合福祉会館（出口町19番2号） 2. 吹田市役所 低層棟2階市民自治推進室（219番窓口）横パブリックコメント専用ラック	
意見提出者	1. 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人 2. 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体 3. 上記のほか、本規則が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体	
意見提出期間	令和4年(2022年)11月1日（火曜日）～令和4年(2022年)11月30日（水曜日） 必着	
意見提出方法と提出先	郵 送	〒564-0001 吹田市出口町19番2号 吹田市立総合福祉会館
	ファックス	06-6339-1202 吹田市立総合福祉会館
	電子メール	sofuk_kn@city.suita.osaka.jp 吹田市立総合福祉会館 ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。
	直接提出	吹田市立総合福祉会館 （吹田市出口町19番2号） 受付は、月曜日から金曜日まで（祝日の11月3日、23日を除きます。）の午前9時から午後5時30分までです。
	意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。	
注 意 事 項	1. ご意見をお寄せいただくに当たり、住所や氏名などの記載は必要ありません。 2. 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、「事業その他の活動を行う者」、「利害関係者（具体的な利害関係もお書きください）」のいずれかを必ず明記してください。 3. ご提出いただいた意見提出用紙は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 4. お電話やご来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。 5. 障がいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせください。 6. お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和5年(2023年)2月頃に、ホームページ等で公表します。なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。	
問い合わせ先	吹田市立総合福祉会館 電話：06-6339-1201	